**有田ふるさと納税お礼の品事業者（ふるさと事業者）募集要領**

**（有田焼商社向け）**

**１．募集期間**

平成２８年８月１日から平成２８年８月３１日まで

**２．応募方法**

1. 募集要領に添付している（様式第１号）申請書に必要事項を記入し、必要書類（特産品の紹介文及び写真データ、） を添えて有田商工会議所まで持参又はメールで提出ください。
2. 上記の募集期間内に必着厳守下さい。

**３．応募の要件**

　　１．事業者については、本店、支店、営業所のいずれかを、有田町内に有し、有田商

工会議所会員事業所とします。

2．お礼の品、有田焼商品については、有田町の窯元出し・作家の商品とし、全国に

向けて、有田町の魅力発信に繋がるような商品とします。

（様式第１号-２、お礼の品概要説明に窯元名及び作家名を必ず記載して下さい）

　　3．お礼の品点数については、有田焼商社につきましては、1事業者当り原則3点までとします。（事業者数が多いため、上限を設けます）但し、当所が必要と認めた場合はこの限りではありません。

**４．ふるさと有田特産品及びふるさと事業者の承認**

1. 応募いただいたふるさと有田特産品及びふるさと事業者につきましては、選考委員会においてその承認について選考を行います。
2. 選考委員会における選考結果については、選考委員会開催翌日までに申請者へ通知いたします。
3. 承認を受けたふるさと事業者は有田商工会議所と特産品の配送等に係る業務委託契約を締結します。今回は、平成２８年8月１日から平成２９年３月３１日 までとします。
4. 承認の有効期間は、委託契約期間と合わせる必要があるため、今回の承認の有効期間は、平成２９年３月３１日までとなります。
5. 承認の有効期間が切れた場合は、様式第２号の誓約書を再提出することによって、選考委員会に諮ることなく当該年度の承認を得ることができます。
6. 選考委員会が、ふるさと有田特産品として適当でない、又はふるさと事業者として適当でないと認めた場合は、承認せず、また承認を得た後であっても適当でないことが判明した場合には、承認を取り消すことがあります。

**５．契約・支払方法**

1．お礼の品は、１品あたり、納税額の4割とします。（金額一覧については別紙参照）

　　　お礼の品価格は、400,000円までとします。（価格は商品代、消費税、梱包・送料を含む）

　　　最終のお礼の品価格にいては、当初と事業所で協議し確定させていただきます。

2．商品は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでも構いません。

　 3．お礼の品発注については、有田商工会議所より電子メール及びFAXにてお知らせします。

4．発送予定前日もしくは商品を発送したら速やかに、発送先、発送商品名、発送日時、伝票番号を有田商工会議所へ電子メールかFAXにて知らせて下さい。

　 5．事業者は、お礼の品金額に件数を乗じた金額を月末で締め、有田商工会議所に翌月5日までに請求書を提出して下さい。

　 6．有田商工会議所は、5日までにいただいた請求金額を当月末に事業者へ支払います。

**６．ふるさと事業者のメリット**

1. 承認されたふるさと有田特産品については、ふるさとチョイス等ふるさと納税サイトに特産品名及び画像等を掲載します。
2. 町の依頼に基づき、寄付者へふるさと有田特産品を送付する際に、ふるさと事業者のパンフレットなどを同封し、事業者のＰＲ や販売促進活動を広く行うことができます。

**個人情報の取扱い**

1. 本事業で得た個人情報の扱いについては、有田町個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、業務の遂行にあたり当所が提供 した寄付者の個人情報については、ふるさと有田特産品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、寄付者からサポート事業者へ直接 連絡があった等の経緯により改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

**その他留意事項**

1. その他応募及び業務の遂行に必要な事項については、有田商工会議所と事業者双方で協議のうえ適切に対処する
2. 今回の募集については、募集期間内に応募があった企業順（商工会議所に到着順）に審査を行い、順にふるさと納税への情報公開を行います。情報公開までにはデータの調整等システム的な時間が必要となるため、8月8日から順次情報を公開していきます。